の頃之を神前に捧げる。是より先南館及び東館の八神に神酒を捧げる儀があり、畢つて本の鵜を守護して階下に至る時執事と問答をなし、次に鵜捕部は鵜籠を下し、鵜を階下に放ち、再拜して退けば、鵜は自ら內陣に進む。ち、再拜して退けば、鵜は自ら內陣に進む。ち、再拜して退けば、鵜は自ら內陣に進む。ち、再拜して退けば、鵜は自ら內陣に進む。ち、再拜して退けば、鵜は自ら內陣に進む。ち、再拜して退けば、鵜は自ら內陣に進む。ち、再拜して退けば、鵜は自ら內陣に進む。

ウマツリ

第祭の由來を語り、刺使饗應の為 が現れて、鵜祭の由來を語り、刺使饗應の為 とた大入杵の神主、即ち今は八尊玉殿の神靈 が現れて、鵜祭の由來を語り、刺使饗應の為 に舞樂を奏したことを作る。

ウマノセゴエ 馬の背越 →センスイガハ

ゆマノツノ 馬の角 →テングノッメ 天

古などが見え、文化七年の著であらう。がある。萱虬・年緒・卓丈・固來・棹江・車大・鹿集で、序も跋もなく、卷初に文鳳の躑躅の勘りてノハル 午の春 一冊。眉山著の競句

ウマノリ 馬乗 →ウマヤク 馬役。

道』とある。此の橋は木揚場なる炭宮川に架ウマバシ 馬橋 金澤橋梁記に、『馬橋、古

明らかでない。

三日篠原權五郎・村木工右衛門兩人仰付けら 再び兩人宛連綿した。 **棄帶し、安永三年笠間早太の任ぜられてから** 然るに同年御先手物頭大屋武右衛門がそれを 右衞門轉役して亦代りを命ぜられなかつた。 れてより又連綿したが、明和九年藤掛十郎兵 場奉行之を兼帶した。次いで享保九年八月十 指除かれ、遠慮仰付けられてから中絶し、割 た。正德四年七月十八日井口恒右衛門當役を 衛門・湯原伊織の勤めてからは兩人役となつ 衛門・神尾伊兵衛等が 萬治以後寬文年中まで 衛の死後代役を命ぜられず、安永二年今井恒 左衛門·篠井權左衛門·篠原大學·西尾三郎左 原でもあらう。 其の後 金子與左衛門・渡邊清 勤め、一人役であつたが、延寶年間北川又右 が萬治以前に勤めたといふから、これが起 御馬圏を支配する。其の初は不明であるが、 三田崎孫市・淺野藤左衛門・津田與三郎の三人 ウマブギョウ 馬奉行 御馬奉行は御馬役・

ウママツリ 年祭 →ゴガンジンジ 御願

う。六年眞田治兵衛信清·成瀬内右衛門當與・られ、役料銀二十枚を受けたのが濫觴であらられ、役料銀二十枚を受けたのが濫觴であら時、中村藤左衛門子順が御馬廻御使役に命ぜウママハリオツカヒヤク 馬廻御使役 元

大久保半兵衞安治・渡邊喜左衞門直政があり、不年に淺井左兵衞成正が命ぜられて亦高山在番となつたが、後追々轉役して享保元年七月

年中まで がある。 「中事で がある。

なり、天和二年九月十二組に定められた。百 の組であつたが、その以後は百五十石以上と と既に見えてゐる。総田氏に於いては大身を 五十石以下のものを加へられることもある 士の姓名の初見は天正十三年末森職、同十八 じたものらしい。親元記長享二年に馬廻十員 組であつた。萬治年間までは知行百石でも此 年八王子職に於いてである。組敷に就いては 小姓と稱したから、その下風に立つ者も皆之 人持、小身を馬廻と稱へ、大將に近侍するを 馬の廻りに扈從したから、途に馬廻の稱を生 慶長年間まで詳かでないが、大坂陣の時は六 に倣つたのである。前田氏に於ける馬廻組の 蓋し戰國時代に於いては小身の士皆大將の乘 で、本陣に居り、馬上で從軍する制であつた。 が、それは常例でない。 ウママハリグミ 馬廻組 平士の中の一種

には、一番大塚壹岐・江守牛兵衛、二番 佐藤衛門が勤め、次いで 佐藤與三右衛門・原田又衛門が勤め、次いで 佐藤與三右衛門・原田又衛門が勤め、次いで 佐藤與三右衛門・原田又衛門が勤め、次いで 佐藤與三右衛門・原田又の後大聖寺役には松平九郎右衛門和房等が勤務した。又大坂冬之陣の時間を到めた。共の後大聖寺役には松平九郎右衛門和房連には、一番 大塚壹岐・江守牛兵衛、二番 佐藤

主膳·平野彌次右衛門、六番澗與右衛門·大西 與三右衛門·山下兵庫、三番不破壹岐·吉田賴 母、四番岩田勘右衛門·長瀬主計、五番一色 右衛門正長、四番齋藤中務忠明、五番近藤新 伊兵衛、二番坂井與右衛門直往、三番九里覺 日圏取を以て順番を定め、其の時の一番野村 輕等を屬せられる事もなく、番頭・使役を建 はやはり二百石であつたが、常には與力・足 附小者五人を附けられる規定となつて、役料 五騎、足輕二十人內小頭二人·手替二人、 けられた。天和二年九月廿九日十二組に改 たのを、延寶五年三月二日その上列に仰せ付 石を賜はつた。座列は御大小將頭の次であつ 十一番富永小右衛門助清、十二番森小左衛門 番篠原六郎左衛門長良、十番一色主膳昌長、 原清左衛門重保、八番野村與三兵衛重德、 左衛門長安、六番津田宇右衛門正重、七番水 て置かれることもなかつた。同年十一月十一 た。以後連綿し、寛永年中に至り役料知二百 金右衛門で、此の時既に六組頭十二人であつ め、一組に頭一人、番頭・使役共三十人、與力

三喜となつた。耐後この制連綿する。

例になつたが、寛政三年よりは血判を止め、配頭の第宅に於いてこの誓詞に血判せしめる前田治脩の天明五年十二月から、毎月一次支前田治脩の天明五年十二月から、毎月一次支書詞條目 馬廻組の 諸士身持心得の こと等